

取りつけましたか？

設置は義務です

# 住宅用火災警報器

あなたの住宅にも、火災警報器の取り付けが義務付けられています。

子供部屋や寝室など、  
就寝に使われている部屋には取付けましょう。



取り付けが義務付けられている所 (寝室、階段)

取り付けをおすすめする所 (台所、居室)

住宅用火災警報器に関するご相談・お問い合わせは

南但消防本部朝来消防署	TEL 079-672-0119(代)
生野出張所	TEL 079-679-4119
養父消防署	TEL 079-662-0119(代)
大屋出張所	TEL 079-669-0119

# 住宅用火災警報器は、最大 10 年を目安に交換をおすすめします。

**ご注意  
ください!**

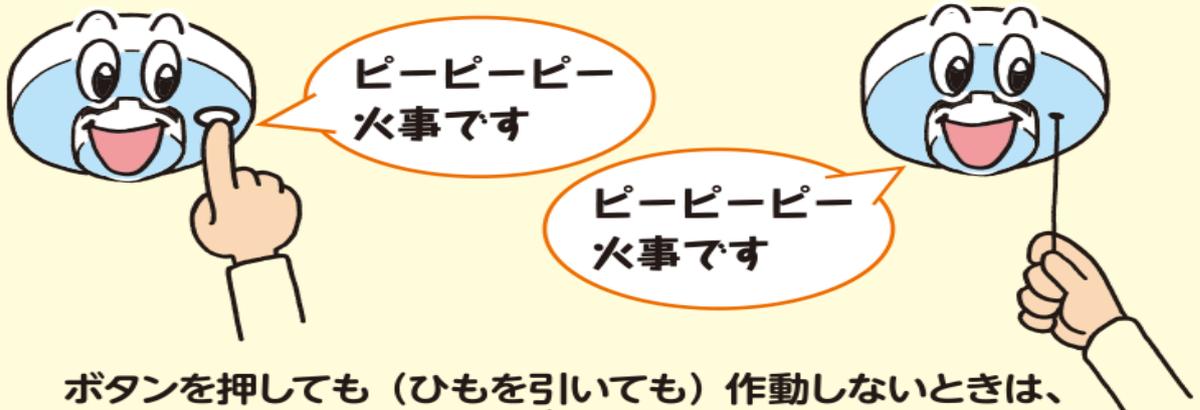
住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。

## 【設置時期を調べるには】

住宅用火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

## 作動確認のしかた

正常なら以下のように鳴ります。



ボタンを押しても（ひもを引いても）作動しないときは、以下のことが考えられます。



- ▶ 電池は、きちんとセットされているかご確認ください。
- ▶ それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。

また、「電池切れ」や「機器本体の故障」の場合は、速やかに電池や機器本体の交換をお願いします。

